

# 被扶養者調書の実施について

当組合が適正に保険給付を行うため、被扶養者の状況を確認する必要があることから、健康保険法施行規則第50条に基づき「被扶養者調書」を実施いたします。

## ● 対象

### 確認対象

認定日が令和4年8月31日以前の被扶養者を有する被保険者

### 提出期間

令和4年11月1日（火）～12月9日（金）

### 提出先

事業所にお勤めの方 ➡ 事業所の健保事務担当の方へ  
 任意継続・特例退職被保険者の方 ➡ 直接当組合へ

※今年度は事前にマイナンバーを利用した情報連携を行い、下記の①～④に該当した方に調書を提出していただきます。**※同一世帯で複数の被扶養者がいる場合、該当者のみが調書提出の対象です。**

- ① 令和3年1月～12月の収入額等が130万円(60歳以上の方、障害厚生年金受給の方は180万円)を超えているため、現在の収入額を確認する必要がある方
- ② 上記①の年間収入額が130万円(180万円)未満であるが、被保険者の年間収入額の2分の1の額を超えているため、現在の収入額を確認する必要がある方
- ③ 別居のため、仕送り額等の生計維持関係を確認する必要がある方
- ④ 健康保険の加入者資格が重複している疑いのある方

## ● 記入方法

### ① 同居・別居……どちらかを丸で囲む。

※新たに別居となった場合、住所の新登録欄に別居先の住所、別居理由、仕送り額を記入し、仕送り額がわかる証明書の添付が必要となります。  
 また、登録欄に住所が印字されている方は、その住所に誤りがないか確認してください。

### ② 年間収入の種類と見込額……該当部分を丸で囲み、年間見込額を記入。

※現在受けている、もしくは今後受けるであろう年間収入の種類を丸で囲み、年間の見込額をご記入ください。  
 ※事業収入等がある方は確定申告の申告金額、年金は2ヵ月ごとに支給される1回分の金額を6倍した金額、パート・アルバイトは直近1年間の金額を合計した金額を記入してください。

**※無収入の方は0円（収入なし）と記入してください**

### ③ 提出を要する証明書類……添付書類を確認。

「印字がある方」 → ウラ面「●主な添付書類」を参照のうえ、該当書類を添付してください。  
 「印字がない方」 → 原則、添付書類は不要です。②の欄に現状を記入してください。

被扶養者氏名		続柄	生年月日	①同居・別居 (丸で囲む)	②年間収入の種類と見込額 (該当部分を○で囲む) 無収入は0円と記入	③提出を要する証明書類
住所登録	〒				別居理由	印字されている証明書類のうち該当する書類を提出
住所新登録	〒				仕送り額 年： 円	
1	健保 花子	妻	S62.11.02	同居 別居	(事業・不動産・年金(老齢、遺族、障害、企業)・パート・アルバイト・他) 円	・無収入に関する現況届 ・収入証明書
登録	〒168-0065 東京都杉並区浜田山9-99-9				別居理由	・仕送り証明書
新登録	〒				仕送り額 年： 円	・健康保険資格の重複

## ● 提出書類

## 「健康保険被扶養者調書」

## ● 主な添付書類

認定対象者の状況	確認書類
I 無収入の場合	無収入に関する現況届(被扶養者調書用)※1
II 年金受給中の場合	直近の年金振込通知書等の写し (住所、氏名、金額のわかる部分が写るように)
III 自営業による収入、 不動産収入等がある場合	直近の確定申告書の写し (青色申告をしている方は、控除内訳のわかる部分も)
IV パート・アルバイト等の 収入がある場合	直近の給与明細1年分の写し (氏名、金額、勤務先名称、支払日の部分が写るように)
V その他収入がある場合	収入を確認できる証明書 (氏名、金額、支払元名称、支払日の部分が写るように)
※ 別居の場合	上記の無収入or収入に関する書類+仕送り証明書
※ 資格重複の場合	添付書類は必要ありません。 現在の健康保険の資格を確認し、「被扶養者(異動)届」を提出するなどの手続きを行ってください。

※1 「無収入に関する現況届」は、当組合ホームページからダウンロードできます。 <https://www.phia.or.jp/>

- 現在の被扶養者の年間収入額が130万円（180万円）を超えている
- 上記年間収入額が130万円（180万円）未満だが、被保険者の年間収入額の2分の1の額を超えている
- 別居の被扶養者の収入額より被保険者からの仕送り額が少ない
- 被扶養者が就職して他の健保組合の資格を有している

等の扶養認定の要件を満たさない場合は、削除の手続きが必要となりますので、「被扶養者(異動)届」に被保険者証を添付のうえ、当組合にご提出ください。  
なお、調書の提出は不要となります。

## ● 「被扶養者調書Q & A」 ホームページ掲載

被扶養者調書に関するよくあるお問い合わせについて、Q & A形式でまとめた「被扶養者調書Q & A」を当組合ホームページに掲載いたしましたので、ご活用ください。

出版健康保険組合ホームページ

<https://www.phia.or.jp/>

## ● お問い合わせ

出版健康保険組合 本 部 業務部適用課 03-3292-5005  
大阪支部 業務課 06-6944-4300